(PDF 版・5の2のキ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ/4 教会の宣教』「二十四節 教える教会の機能としての教義学」「二 教義学の方法」
(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学――二 教義学の方法」(209-267 頁)

「二 教義学の方法」

自己自身である神としての「父なる名の内三位一体的特殊性」・「三位相互内在性」に おける「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一 なる神」・「三位一体の神」の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外 在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動、 子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示、語り手の言葉・起源的な 第一の形態の神の言葉、和解者)である「ただ〔子としての〕 イエス・キリスト〔自身〕 の中でだけ、〔自己自身である「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・ 永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の根源・起源である「父は、〔その「外に 向かって」の外在的な「失われない差異性」における起源的な第一の存在の仕方(性質・ 働き・業・行為・行動、父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示者、 言葉の語り手、創造者)として、すなわちイエス・キリストの父として、〕**われわれ**に 啓示され給う」、「また、ただ〔その〕イエス・キリストだけを、〔「三位相互内在性」に おける「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「三位一体の神」の、 その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第三の存在の仕方であ る神的愛に基づく啓示者である父と啓示である子の交わりとしての、すなわち「啓示さ れてあること」としての、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)としての、救 済者としての〕**聖霊は啓示し給う**」。このような訳で、第三の形態の神の言葉である教 会の宣教における一つの補助的機能(教会的な補助的奉仕)としての**教会「教義学**〔福 音主義的な教義学〕は、原則的に、……ただキリスト論であることができるだけである」。 「あたかもみ子を通しての父の啓示、そして聖霊を通してのみ子の啓示」は、「ただ人 間的な反抗と人間的な困窮を克服しつつなされる神の行動〔<和解>としての子なる神 の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕だけである」のではなく、「また〔<啓 示>としての〕神の行動〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕でも ある……」。すなわち、「<啓示>は、まさにその中心においてそのような<和解>とし **ての神の行動**[子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事] でもある……」。 「啓示は、その中心において和解としての神の行動であることによって」、「啓示は、そ の中心 [和解] と<共に>、絶えずその中心を念頭に置いて理解されることができるだ けであるが、しかしそれでいてその中心<からして>理解されることはできない……」、 すなわちその区別を包括した単一性において理解されなければならない。何故ならば、

イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示に固有な自己証明能力」 の<総体的構造>を持っている「**啓示」は、**神の側の真実としてのみある、それ故に「成 就と執行、永遠的実在としてある」、主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラ テヤ 2・16 等のギリシャ語原典「イエス・キリスト<の>信仰」(「イエス・キリスト <が>信ずる信仰」)による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、「神の義、神 の子の義、神自身の義」そのもの、成就され完了された個体的自己としての全人間・全 世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済(「平和の概念は、この包括的な救済 概念と同じである」)そのものである「和解」という区別を包括した単一性というその 全体性において理解されなければ「まさにキリスト論を制限するという過失を犯すこ とになる」からである。われわれは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自 身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの、その 言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の中での **業と行為**〔「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本 質とする三位一体の神の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」にお ける第二の存在の仕方における子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕」 は、「われわれが、神の言葉の第一の形態として〔起源的な第一の形態の神の言葉とし て〕、すなわち神の<啓示>として記述したことと同一である、ということから出発す ることが許されるし、出発しなければならない」。また、「神の<啓示>が、人間的な 闇に対して、特定の勝利に満ちた関係の中に立っているが故に、立っている限り、神の 恵み深い支配は、人間的な反抗と人間的な困窮を克服すること以外のものではないが **故に、啓示は、事柄から言えば**〔「われわれを父と和解させるもの」としての〕<**和解** >……と同じである」。

「この出来事の主体、「キリストにあっての」 <神>」、キリストにあっての自己自身である神としての「神は神であり、……主であるということ」は、そのキリストにあっての「神が、「われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方において、〕人間の反抗に対する反抗の中で、人間の困窮状態の中にあっての救助者として勝利を収めつつ、人間の和解主であり給うということを意味している」のであるが、しかし、「その機能の中で全部が尽くされてしまうわけではない」のであって、キリストにあっての自己自身である神としての「神は神であり、……主であるということ」は、「それが、「われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方における〕神の和解させる行為の中でまことであることによって、同時にまた独立して、「「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神としてのそれとして〕それ自身でまことである」。キリストにあっての「「その第二の存在の仕方における」啓示と和解がキリストの神性の根拠では

なく、〔その内在的本質である〕キリストの神性が啓示と和解を生じさせるのであ る」、「赦す神は、たとえその人がまことの人間であっても人間に内在することは決 してないのである」。先ず以て「第二の問題」である神の本質の問題(神の本質を問 う問題)を包括した「第一の問題」である神の存在の問題(神の存在を問う問題)を 問うことを要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「**それは、確か に、神の和解させる行為**〔われわれのための神としての、子なる神の存在としての神 の自由な愛の行為の出来事〕の中で認識され理解されることを欲している」が、「しか し、ただ単にそのような和解の行為の中だけでなく、また神のそのほかの行為の中で でも〔われわれのための神としての、父、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の 行為の出来事の中ででも]」、「**とりわけ**〔自己自身である神としてのそれとして、〕**独** 立的に、それ自身でまことであるとして認識され理解されることを欲している」、ちょ うどわれわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異 性」における起源的な第一の存在の仕方である「父も、〔自己自身である神としての 「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質として いることからして、〕創造主であるばかりでなく、〔その第二の存在の仕方である〕 子に関わる和解主であり、「第三の存在の仕方である」聖霊に関わる救済主である」 ように。そのことは、われわれための神としての「外に向かって」の外在的な第二の 存在の仕方に関わる「和解の真理が一瞬たりとも見失われてしまってもよいなどとい うことなしに」、自己自身である神としての内在的本質に関わる「<独立した>命題 として」、それ故に「和解に従属していない」キリストにあっての神としての「<神 についての特別な教説>〔神論〕として、〔認識され理解され〕表現されることを欲 している」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補 助的機能としての教会「教義学は、〔われわれのために神としてのその第二の存在の 仕方における〕**和解についての教説**〔和解論〕であるほかに、少なくとも〔自己自身 である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性 を本質とする三位一体の〕神についての教説〔神論〕でなければならない……」、も っと言えばその「神についての教説〔神論〕」であると同時に、創造についての教説 (創造論)、救済についての教説(救済論)でなければならない。したがってまた、 「もしも人が、〔「啓示ないし和解についての言葉である」(起源的な第一の形態の神 の言葉) であるイエス・キリスト自身を起源とする**第二の形態の神の言葉である聖書** の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的 な第一の形態の〕神の言葉の内容を、……逆に、神論に、換言すれば神の国および支 配〔「神の自由、主権、神ノ栄光、予定、み言葉の中での神の命令という概念」〕に ついての教説に縮小しまおうとするならば、そのことは、……神の言葉の内容に対応 していないことになる……」、その時には「すべてのそのほかの神の真理、創造、和 解、救済の真理は、ただあの〔「キリスト論的ではあり得ない」〕基本的な真理〔そ

の一面だけを形而上学的に抽象され固定化された神論、自己自身である神に関わる神 論を拡大鏡にかけて全体化された神論〕の指数として、万軍ノ主ナル神の個々の意志 および業として姿を現すし評価されなければならなくなってしまう」――このこと は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする**第二の形態の神** の言葉である聖書の中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を 持っている起源的な第一の形態の「神の言葉の実際の内容に対する暴力行為を意味す **る**」。自己自身である神としての三位一体の神のその内在的本質である「**神の神性**」 は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神 の言葉である「聖書の使信のすべての真理の上に立つ真理である」。「しかし……ま た……その真理が、いわばすべてのそのほかの真理を解く鍵として〔「われわれに語 られている」神の言葉を通して「われわれ自身」の〕手に握られている……といった 具合ではない」。「神は誰であり、神は何であるかということ、神の自由、神の支 配、神の栄誉」は、「ただ単なる和解についての教説〔和解論〕の前置文あるいは後 置文ではない」。それらのことは、区別を包括した単一性という全体性において考え られなければならない。「それらのことは、ただ単に恵み深い神と罪深い人間の間で 起こった出来事の記述の枠の中で、また暫時的に、ついでに、あるいは後ろからして 語られることができるというだけではない」。また、「それらのことは、独立した主 命題の内容として、あの和解の出来事とそのほかなし給うすべてのことに対し、先験 的な仕方で明らかとなるのではない」。「それらのことは、原則的に、……〔自己自 身である神としての「三位相互内在」における「失われない単一性」・神性・永遠性 を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かっ て」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方(性質、働き、業、 行為、行動)、すなわち第二の存在の仕方である〕和解主の、……また〔起源的な第 一の存在の仕方である〕創造主および〔第三の存在の仕方である〕救済主の神の行為 全体〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕の認識 の前で、また上でではなく、むしろそのような神の行為全体の認識の中で・認識と共 に理解されなければならない」、「むしろそのような神の行為全体の認識の中で・認 識と共に」――すなわち、神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なその 「死と復活の出来事」としてのイエス・キリストにおける「啓示の出来事」(客観的 な「存在的な<必然性>」)とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての、 その「啓示への個人的な参与を保証する」、「復活され高挙されたイエス・キリスト から降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」(主観的な 「認識的な<必然性>」)に基づいて与えられる人間的主観に実現された神の恵みの 出来事、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰の中で・その人間的主観に 実現された神の恵みの出来事、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰と共 に理解されなければならない。言い換えれば、自己自身である神としての「三位相互

内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神に関わる神論は、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方に関わる創造論、和解論、救済論との区別を包括した単一性という全体性において理解されなければならない。

そのような訳で、先ず以て「第二の問題」である「神の本質を問う問い」(「神の 本質の問題」)を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」(「神の存 在の問題」)を問うことを要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からし て、「**神は<創造主である>という真理」は**、「三位相互内在性」における「失われ ない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かっ て」の外在的な「失われない差異性」の中での第二の存在の仕方における「**神の和解** させる行為の中で認識する以外に認識することはできない」が、しかし「その真理 は、神の和解させる行為の中で尽くされてしまう」ことはできない。「創造された世 界における神の愛とわれわれの世界におけるイエス・キリストの事実の中における神 の愛との間には差異がある」。すなわち、後者の神の愛は、「まさしく神に対し罪を 犯し、負い目を負うことになった人間の失われた世界に対する神の愛である」。すな わち、第二の存在の仕方における子としてのイエス・キリストに関わる「和解ないし 啓示」は、「創造の継続や創造の完成ではない」。この意味は、「和解ないし啓示」 は、その第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリストにおける「新しい神の 業である」ということである。それは、「神的な愛の力、和解の力である」。「子と してのイエス・キリスト」は、「和解主として、〔その起源的な第一の存在の仕方で あるイエス・キリストの父としての〕創造主のあとに続いて、神の第二の存在の仕方 において第二の神的行為を遂行したのである」。この神の存在の仕方の差異性におけ る「創造と和解の順序に、キリスト論的に、父と子の順序、父〔啓示者・言葉の語り 手・創造者〕と子〔啓示・語り手の言葉・和解者〕の順序が対応しており、和解主と してのイエス・キリストは、創造主としての父に先行することはできないのであ る」。しかし、父と子は共に、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・ 神性・永遠性を内在的本質としているから、「その従属的な関係」は、内在的本質の 差異性を意味しているのではなく、その存在の仕方における差異性を意味しているの である。この意味で、「神は創造主であるという真理」は、「内容的には、和解論の 最高に独立した前提である」、ちょうど人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキ リスト教的人間であれ、誰であれ、われわれ「人間は、罪人である前にあるいは恵み **を受けた罪人である前に**、〔自分の意志とは全く無関係に、ある歴史的現存性のただ 中に、その歴史的現存性のただ中である資質と職業をもって生き生活し喜怒哀楽し考 え行動するある親の下に生誕し、観念の共同性を本質とするある国家形態(支配構 成)におけるある現実的な社会(社会構成)の中で、具体的にある資質と職業をもっ て生き生活し喜怒哀楽し対象が理性であれ・道徳であれ・法律であれ・国家であれ・

政治であれ・天然自然であれ・科学であれ・経済等々であれ何であれ信教し思想し構想し意志する現実的存在としての〕**人間である**」ように。このように、そのことは、区別を包括した単一性において認識され理解されなければならないのである。

そのような訳で、われわれは、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身 を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されている「そのみ言葉の中 で、人間と関わる神の行為全体」を、「アリストテレスからハイデッガーに至るまで 哲学の側から提供されている」「神と被造物、独立した存在と従属した存在、無限的 存在と有限的存在、絶対的存在と相対的存在の間の基本的関係の一連の変形物として 理解」し「そこから体系をうち立てようとする」「神の言葉の内容の認識の基本的な 図式」、また「和解は創造の実現および貫徹……また救済は創造の完成」ということ からして「体系をうち立てようとする」「聖書とアウグウティヌスやトマス……宗教 改革者を引き合いに出して自説を裏付けようとする」「神の言葉の内容の認識の基本 的な図式」、また「神の創造という観点のもとで、……人間とその定めについての概 念を、宇宙的にあるいは個人的に、自然主義的にあるいは唯心論的に、観念論的にあ るいは実存主義的に、われ――汝の関係を考慮しつつあるいは……何の考慮も払わな いで、自然神学を用いてあるいは……用いないで組み立ててみる」「神の言葉の内容 の認識の基本的な図式」、また「創造からして……律法についての教説を組みた て」、「そのようにして得られた律法を、教義学的な基本的見方として前提する」、 それ故に「聖書が和解と救済について語っていることはすべて、創造のこの律法の実 行と成就についての記述以外の何物でもないと主張する」「神の言葉の内容の認識の 基本的な図式」、また「イエス・キリストは、……創造の律法を成就する恵みの表象 の中で尽くされていると受け取」り、そのように「そのほかの真理はすべて、最後的 には唯一の」「神は創造主であるという真理……の中で尽くされているとして受け取 る」、それ故に「道徳的および政治的な有用性」を主張する「神の言葉の内容の認識 の基本的な図式」――「これらの体系に……与さない」。何故ならば、それらの「体 **系こそが、**〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする聖書の 中で証されているところの、その言葉自身の出来事の自己運動を持っている起源的な 第一の形態の〕神の言葉の実際の内容に照らしてはかるならば、おおっぴらの暴力行 **為を意味しているからである**」。「〔その第二の存在の仕方における〕**和解は**〔その 起源的な第一の存在の仕方における〕**創造なしではなく、神はただ創造と和解**〔とい うその存在の仕方〕の中で認識されることができるだけであるとしても、それと全く 同じように、また〔イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、先ず以て「第 一の問題」である「神の存在を問う問い」としての〕**創造主なる神は誰であり**、〔そ の「第一の問題」に包括された「第二の問題」である「神の本質を問う問い」として の〕**何であるか**、〔「神に敵対し神に服従しない」、「肉であって、それゆえ神では なく、そのままでは神に接するための器官や能力を持ってはいない」ところの、生来

的な自然的な「『自分の理性や力によっては』全く信じることができない」ところ の、それ故に「生来人間は、神の恵みに敵対し、神の恵みによって生きようとしない が故に、このことこそ、第一に恵みが解放しなくてはならない人間の危急であった」 ところの、それ故にまた「神の選びを「イエス・キリストの復活において認識し、神 の放棄をイエス・キリストの十字架において認識することができる」ところの、われ われの人間的な現実存在としての〕人間的な現実存在とその法則は何であるかという **こと」は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「内容的に、形式的** に、ただ和解の中で、受肉の中で、イエス・キリストの死と甦りの中で、〔その「復 活の力」による〕**再生と義認と聖化の中で、聖礼典と信仰の中で認識される**」、神の その都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられ る啓示認識・啓示信仰に依拠した「恵ミノ類比」(啓示の類比、信仰の類比、関係の 類比)を通して認識することができる。したがって、「それとしての〔自己自身であ る神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在 的本質とする三位一体の神についての教説としての〕神論と<並んで>、また〔われ われのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中 での三つの存在の仕方に関わる〕和解主なる神についての教説〔和解論〕とも<並ん で>、創造主なる神についての教説〔創造論〕が存在する」、救済主なる神について の教説(救済論)が存在する。